

西宮警察署

駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの業務を行う者のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、自動二輪車等を含む放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、本ガイドラインの範囲内となりますが、本ガイドラインの範囲外であっても、次の事項に該当する場合は、警察署長の指示に従い確認事務を行うことが出来ます。
 (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
 (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
 (3) 臨時的な祭礼・催事等により駐車実態の悪化が予想される場合
 (4) その他、特に警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

路線 (区 間)	重点時間帯
市道山手幹線(管内全線)	9時～22時

◎ 重点路線

路線 (区 間)	重点時間帯
国道2号(管内全線)	9時～22時
市道札幌筋線(札幌筋交差点～鞍掛町10番先)	9時～18時
市道今津西線(能登町交差点～上ヶ原四番町1番28号先交差点)	9時～18時
市道中津浜線(管内全線)	9時～18時
国道171号(札幌筋交差点～越水交差点)	9時～22時
市道苦楽園口通り(阪急苦楽園口駅前～樋之池町交差点)	9時～18時
市道酒蔵通り(新川綱引橋～掘切町4番先)	9時～19時
県道大沢西宮線(神原交差点～神楽町交差点)	9時～19時
市道建石筋線(神楽町交差点～前浜町7番先)	9時～19時
市道市役所前線(西宮市役所前交差点～久保町15番先)	9時～19時
市道用海筋線(東川交差点～東町2丁目9番先)	9時～19時
市道幹10号(今津港町交差点～今津港交差点)	9時～19時

重点地域

◎ 最重点地域

地 域	重点時間帯
阪急西宮北口駅周辺	9時～22時

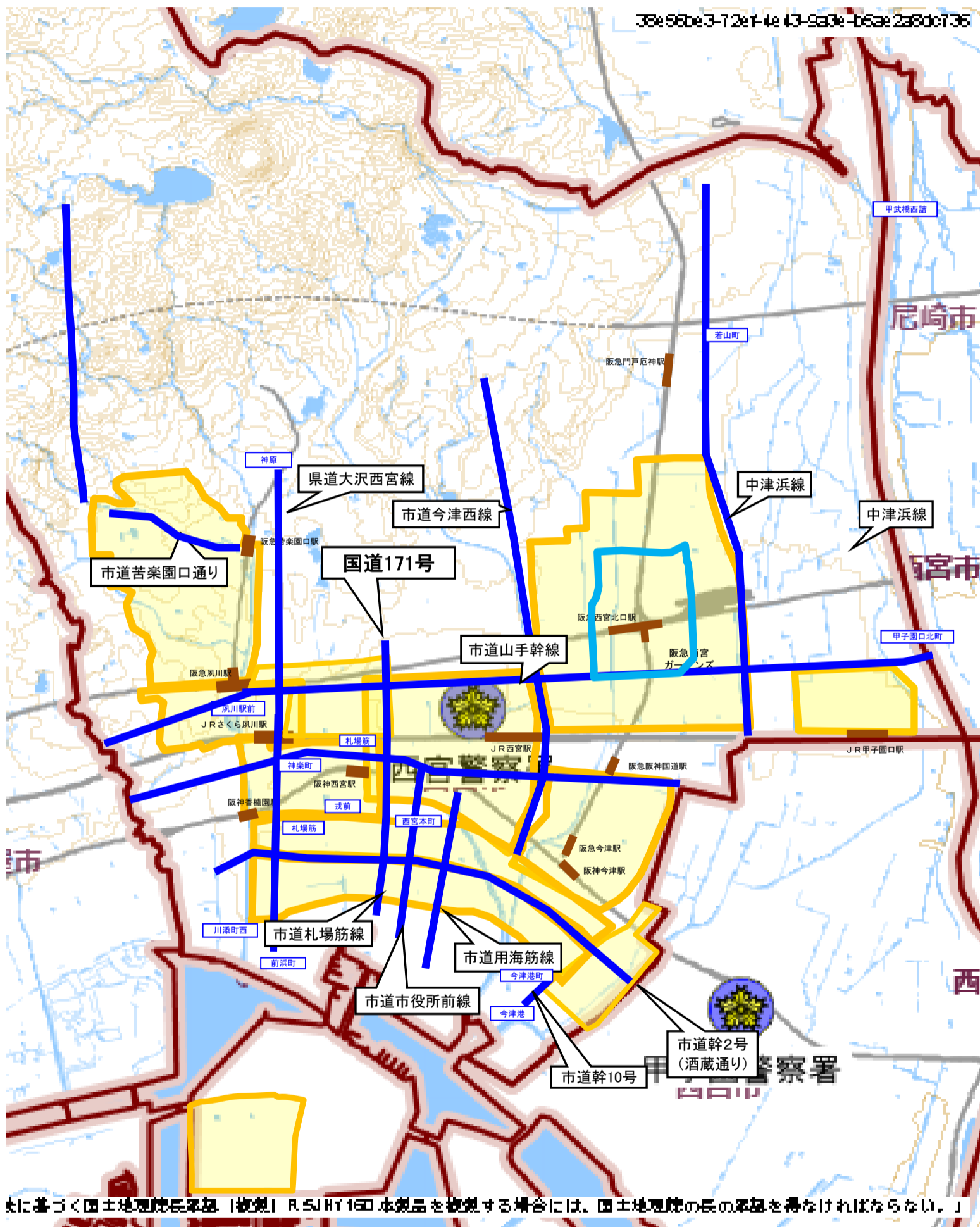
◎ 重点地域

地 域	重点時間帯
JR西宮駅周辺	9時～22時
北夙川小学校・阪急苦楽園口駅周辺	7時～18時
阪急今津駅前周辺	9時～22時
阪急夙川駅周辺	9時～22時
阪神西宮駅周辺	9時～22時
安井小学校・JRさくら夙川駅周辺	7時～22時
JR甲子園口駅周辺	9時～20時
浜脇小学校・用海小学校・国道43号南地区周辺	7時～19時
臨港線北地区周辺	9時～19時
西宮浜小学校・西宮浜地区周辺	7時～19時
阪神久寿川駅周辺	9時～20時

◎ 自動二輪・原付重点地域

地 域	重点時間帯
阪急西宮北口駅周辺	11時～22時

兵庫県西宮警察署 駐車監視員活動ガイドライン

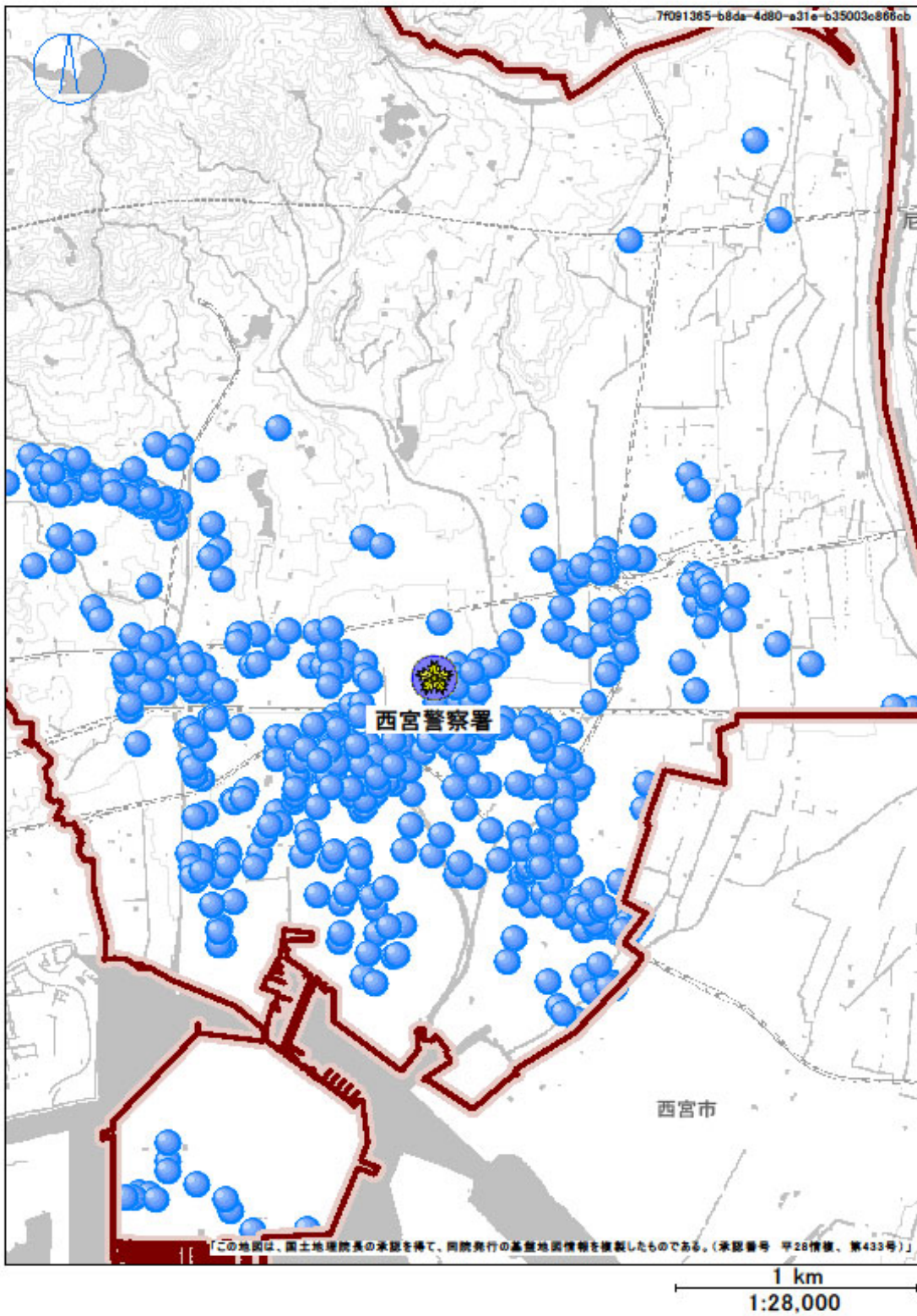


本に基づき国土地理院院長承認「複製」R-SJ-H160 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

◎ 上図のほか、
中津浜線（JR神戸線以北）
が駐車監視員活動ガイドラインとして設定されています。

凡例	最重点路線	}	[厚い青線]
	重点路線		
	最重点地域	}	[黄色]
重点地域			
	二輪車重点地域		[薄い青線]

兵 庫 県 西 宮 警 察 署 況



期 間	令 和 5 年 中
取付者	警 察 官 及 び 駐 車 監 視 員